

## 品目別レポート（清酒）

### ■ 品目説明

国内で消費される清酒は、醸造した酒に火入れを行い、アルコールを添加したものが大部分であったが、最近では、火入れをしない生酒や、アルコールを添加しない純米酒も増加傾向にある。

清酒は通常火入れした後、半年から1年程度の熟成期間をおいてから出荷される。一般的にアルコール度数は15～16%である。なお、2006年5月の酒税法改正により「清酒」のアルコール度数は22%未満と定められている。

国税庁によると、89年に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、90年に施行されて以降、醸造設備の開発、製造技術は大きく進歩した。例えば、「純米酒」の製法品質の要件である「精米歩合70%以下」に該当しない白米、米こうじおよび水を原料として製造した清酒（いわゆる「米だけの酒」）であっても、「純米酒」の品質に匹敵するものが製造できるようになった。また、市場においては、「純米酒」と「米だけの酒」が並存することになり、その内容の違いが消費者にとってわかりにくい状況となっていた。

そのため、03年10月31日に「清酒の製法品質表示基準」の一部が改正され、1.特定名称酒の要件に「こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合）が15%以上」を追加、2.純米酒の製法品質要件から「精米歩合70%以下」（つまり、玄米の表層を30%以上削り取る）を削除する、3.特定名称酒すべてに精米歩合を1%刻みで表記する、などが04年1月1日から適用された。06年5月の酒税法改正により、清酒は度数課税を改め、1kl当たり12万円の単一課税になった。

19年度の清酒の酒税課税数量（国産、速報値）は、前年度比6.2%減の45万6,975klと引き続き減少傾向がみられる。

### ▼ 日本の清酒、焼酎の供給

（単位：kl、%）

	2017年度	2018年度	2019年度	前年度比
清酒合計	525,384	487,331	457,042	△ 6.2
国産	525,335	487,302	456,975	△ 6.2
輸入	49	29	67	131.0

（注）1.年度は4～3月。

2.2019年度は速報値

3.数値は、国税局の課税移出数量を「国産」、税関の課税数量を「輸入」とした。

（出所）国税庁「酒税課税状況表」

国税庁は地理的表示(GI)の指定を受けるための基準の明確化、消費者にわかりやすい統一的な表示のルール化等の現行制度の体系化のため、15年10月に「地理的表示に関する表示基準」の改正を行った。これに先駆けて、清酒では2005年に「白山」(石川県白山市)が指定されている。また、日本酒全体のブランド価値向上やクールジャパンの一環として取り組んでいる輸出促進のため、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定することを決定し、関係業界団体との調整、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、2015年12月25日付で地理的表示「日本酒」を指定した。これにより、原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を独占的に名乗ることができることになった。

2016年12月16日には、山形の清酒はやわらかくて透明感のある酒質を有しているとして、山形県で採水した水のみを用いること、山形県内で製造・貯蔵されることなどを条件に、新たに清酒の地理的表示「山形」が指定された。2018年には「灘五郷」が、2020年には「はりま」、「三重」が指定された。

## ■貿易概況

▼表1：日本の清酒輸出

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2017年		2018年		2019年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
米国	53,898,601	5,780	57,192,441	5,952	61,940,462	6,452	8.3	8.4
中国	23,706,906	3,341	32,492,575	4,146	45,755,739	5,145	40.8	24.1
香港	24,955,807	1,807	34,117,687	2,097	36,160,801	1,926	6.0	△ 8.2
台湾	8,457,399	1,985	12,217,675	2,238	12,454,161	2,246	1.9	0.4
韓国	16,621,831	4,798	20,020,446	5,351	12,404,378	2,912	△ 38.0	△ 45.6
全世界	166,613,046	23,482	201,242,746	25,747	214,497,304	24,928	6.6	△ 3.2

注：対象はHSコード 2206.00-200

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

19年の清酒の輸出額は前年比6.6%増の2億144万ドル、輸出量は同3.2%減の2万4,928klであった。

輸出相手国・地域別にみると、1位の米国が前年比8.3%増の6,194万ドル(シェア28.8%)であった。このほか、2位の中国が同40.8%増の4,575万ドル(シェア21.3%)、3位の香港が同6.0%増の3,616万ドルとなった(シェア16.8%)。

一方、数量ベースでは、1位米国(前年比8.4%増)、続いて中国(同24.1%増)、韓国(同45.6%減)と続く。

清酒の海外への輸出は堅調に拡大している。その背景には、日本食の人気や日本への海外旅行をきっかけとして、清酒愛飲家が徐々に増えたことがあげられる。また、ワイン中心であったソムリエ等をはじめ、清酒を学び始める人々が増え、国際的な日本酒ソムリエや利き酒師の認定制度等も充実してきたことから、現地スタイルに合わせて清酒が提供されるようになり、消費の素地ができつつあると言える。例えば、かつて清酒は海外では「食前酒」として御猪口などで出されることが多かったが、ワインと同じような「食中酒」としての飲み方、また他の食材とのペアリングなどさまざまな楽しみ方で提供されるようになったことも、消費者の増加につながっている。ロンドンやニューヨーク、香港などには、「利き酒」のスタイルで、清酒を飲み比べられる店舗も出始め、純米酒や大吟醸といった違いを楽しむ人も増えている。

一方で、清酒の品質を保持したまま輸送するには、リーファーコンテナに頼らざるを得ず、コストがかかることが最大のネックとなっている。さらに、関税、酒税等が課されることから、いずれの都市でも販売価格は高くなりがちで、顧客のターゲットは高所得者層となっている。

## ■海外事情

### ●米国

米国による19年のライスワインおよび清酒の輸入実績は金額、数量ともに前年比で増加している。金額は前年比10.8%増の7,032万ドル、数量では同5.7%増の9,510klであった。日本からの輸入が引き続き1位になり、前年比12.4%増の6,698万ドル、数量で同13.4%増の7,059klとなった。金額ベースで全体の95.2%を占める。一方、3位の中国からは金額、数量いずれも減少した。

米国の分類上、統計から「清酒」の貿易のみを抽出することができず、「ライスワイン」としての区分となっているが、日本から輸入されるライスワインはほぼすべて清酒であると考えてよい。米国の清酒の輸入は、金額・数量ともに年々増加しており、消費者が増加していると考えられる。

米国における清酒の消費はその8割が米国産(カリフォルニア州産、オレゴン州産)で、日本産清酒は2割とされている。こうした状況下においても引き続き日本産の清酒の輸入は増えているが、日系マーケットのみならず米系現地マーケットへの商流拡大が課題となっている。また、米国には、特殊なアルコール流通規定が存在する。例えば、「3ティアシステム」は、原則として輸入業者または製造者、各州の卸売業者(ディストリビューター)、小売業者(レストランを含む)はそれぞれ別法人でなければならないというものだ。また原則、州を超えての流通はできないため、製造者または輸入者は販売したい州に提携するディストリビューターを持つ必要がある

▼表2：米国の清酒輸入

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2017年		2018年		2019年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
日本	54,642,145	5,909	59,602,152	6,227	66,989,411	7,059	12.4	13.4
韓国	2,841,144	2,188	2,854,159	2,299	2,742,628	2,130	△ 3.9	△ 7.3
中国	1,138,865	579	848,535	420	481,194	279	△ 43.3	△ 33.6
台湾	177,209	62	151,545	50	106,952	41	△ 29.4	△ 18.5
ノルウェー	-	-	-	-	3,237	1	-	-
全世界	58,959,742	8,770	63,456,391	8,996	70,325,549	9,510	10.8	5.7

注：対象はHSコード 2206.00-4500 (Rice Wine or Sake)

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

## ●中国

19年の清酒の輸入をみると、金額は前年比35.7%増の6,024万ドル、数量は同37.6%増の14,832kℓであった。主要輸入相手国の動向をみると、輸入額が1位の日本は金額が4,725万ドル(前年比35.2%増)、数量が5,310kℓ(同14.2%増)となった。2位のデンマークは金額が48万ドル、数量が3,546ℓとなった。

▼表3：中国の清酒輸入

(単位：ドル、キロリットル、%)

	2017年		2018年		2019年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
日本	21,500,421	3,473	34,939,477	4,648	47,254,432	5,310	35.2	14.2
デンマーク	472,609	539	1,335,834	1,269	4,810,612	3,546	260.1	179.4
韓国	1,846,318	1,877	2,005,915	2,009	2,420,849	2,472	20.7	23.1
スウェーデン	245,492	133	271,228	200	755,850	617	178.7	208.2
ニュージーランド	947,238	160	590,859	167	662,968	193	12.2	15.4
全世界	29,707,421	8,798	44,402,632	10,781	60,240,884	14,832	35.7	37.6

注：対象はHSコード 2206.0090 (Other Fermented Beverages ; Mixtures Of Fermented Beverages And Non-Alcoholic Beverages)

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

中国での主な販路は高級日本食レストランのほか、小売では高級スーパーやデパートなどで贈答用として用いられることが多い。贈答用では高級感を出した化粧箱も求められる(『日本酒輸出ハンドブック』2018年3月、ジェトロ、国税庁)。

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野(10都県)で生産されたアルコール飲料は輸入停止中である。10都県以外で製造されたアルコール飲料については、政府作成の産地証明書が要求される。

本レポートに関する問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
農林水産・食品部 農林水産・食品課

〒107-6006  
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル  
TEL：03-3582-5186

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る自体が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。